

# 第166回鳥取県都市計画審議会 議案概要

(審議会開催年月日 R8.3.5)

- 議案1 鳥取都市計画道路（1・4・2号<sup>なんぼく</sup>南北線他接続3路線）の変更について  
 議案2 倉吉都市計画道路（3・4・9号<sup>あげいほわい</sup>上井羽合線）の変更について  
 議案3 岩美都市計画道路（3・5・7号<sup>おおたにはまちゅうおう</sup>大谷浜中央線他接続1路線）の変更について

議案番号	議案名	主な内容
1	【本審議】 鳥取都市計画道路（1・4・2号 <sup>なんぼく</sup> 南北線）の決定について	当該路線は山陰近畿自動車道の一部であり、山陰道や鳥取自動車道に接続する広域循環ネットワークを形成する道路として都市計画決定するもの。 〔延長：約7,000m 起終点：(起点)鳥取市嶋 (終点)同市浜坂 幅員：18m 車線数：4車線〕
	【本審議】 鳥取都市計画道路（3・2・2号 <sup>ふくべ</sup> 福部伏野線）の変更について	南北線の都市計画決定にあわせ、各インターチェンジと接続する都市計画道路を変更するもの。 〔延長：約11,040m（変更区間約1,490m） 起終点：(起点)鳥取市覚寺 (終点)同市伏野 幅員：30m 車線数：4車線〕
	【本審議】 鳥取都市計画道路（3・3・4号 <sup>ていしや</sup> 停車場布勢線）の変更について	上記理由と同様。 〔延長：約4,990m（変更区間約2,650m） 起終点：(起点)鳥取市栄町 (終点)同市桂見 幅員：25m 車線数：4車線〕
	【本審議】 鳥取都市計画道路（3・4・5号 <sup>まるやま</sup> 丸山浜坂線）の変更について	上記理由と同様。 〔延長：約1,530m（変更区間約750m） 起終点：(起点)鳥取市松並町三丁目 (終点)同市浜坂二丁目 幅員：21m 車線数：4車線〕
2	【本審議】 倉吉都市計画道路（3・4・9号 <sup>あげい</sup> 上井羽合線）の変更について	山切後の法面に落石の危険性がある転石が確認され、落石対策工事を行う必要が生じたことにより区域追加するもの。 〔延長：約3,860m（変更区間約16m） 起終点：(起点)倉吉市上井 (終点)同市清谷町 幅員：11～17m 車線数：2車線〕
3	【本審議】 岩美都市計画道路（3・5・7号 <sup>おおたに</sup> 大谷浜中央線）の変更について	主要な交通が本路線整備済区間や他路線へと転換し、大きな交通渋滞は見られないことから、未整備区間を廃止するもの。 〔延長：約460m（変更前約1,120m） 起終点：(起点)岩美町大字大谷 (終点)同上 幅員：11m（変更前15m） 車線数：2車線〕
	【本審議】 岩美都市計画道路（3・5・6号 <sup>しちち</sup> 駟馳山浦富海岸線）の変更について	上記及び町による他路線区間廃止に伴い、平面交差箇所の拡幅部について廃止するもの。 〔延長：約6,150m 起終点：(起点)岩美町大字大谷 (終点)同町大字牧谷 幅員：15m 車線数：2車線〕